

# 鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部における公的研究費の不正使用防止計画

令和4年4月1日

## 1 目的

鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、平成19年2月15日文科科学大臣決定（令和3年2月1日改正）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を基に、以下のように「不正使用を防止するための計画（以下「不正使用防止計画」という。）を定め、公的研究費の不正使用の防止について、研究費の管理・監査体制の充実を図るものとする。

## 2 責務

### 1) 最高管理責任者（学長）

公的研究費の管理及び運営について最終責任を負う。

### 2) 統括管理責任者（経理部長）

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理において機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。不正使用防止計画をコンプライアンス推進責任者と共に実行する。

### 3) コンプライアンス推進責任者（学術研究所長）

機関内の各部局における公的研究費の運営・管理において実質的な責任と権限を持つ。不正使用防止計画を部局内に周知するとともに、その実施状況を常に把握し、統括管理責任者に報告する。

### 4) 研究者及びそれを支援する者（以下、「教職員」とする。）

教職員は、公的研究費の使用にあたっては、関係法令及び学内規程や使用ルールを遵守する。

## 3 ルールの明確化・統一化

本学では、公的研究費の事務処理手続きについて学内ルールを明確に定め、機関全体としてルールを統一し、すべての教職員に周知を図る。

## 4 関係者の意識向上

公的研究費は国民の貴重な税金が原資であり、適正な管理が必要であることを浸透させるため、すべての教職員に対する公的研究費の適正な使用に関する行動規範として、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部における公的研究費の適正な使用に関する行動規範」を策定し、教職員の意識向上を図る。

## 5 取引業者へ求めること

公的研究費の適正な使用のため、公的研究費に係る取引業者に対し、「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部における公的研究費による物品購入等の取引に係る業者へ求める行動規範」を定める。

## 6 調査にあたって

公的研究費の不正使用に関する通報等の受付から 30 日以内に、通報等の内容の合理性を確認し、調査の可否を判断する。当該調査の可否を研究費配分機関に報告するとともに、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について研究費配分機関に報告、協議する。

不正に係る調査が必要と判断された場合は、本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む「公的研究費調査委員会」を設置し、速やかに調査を実施する。第三者の調査委員は、本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。

公的研究費調査委員会は、不正の有無、不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

また、調査中、本学は必要に応じ、被通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象の研究費の使用停止を命ずることができる。

## 7 調査結果の報告

調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、研究費配分機関に報告するとともに、研究費配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を行う。

また、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、研究費配分機関に対し本学は当該事案に係る資料の提出、閲覧、現地調査に応じなくてはならない。

通報等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を研究費配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を研究費配分機関に提出する。

## 8 懲戒処分

公的研究費調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

調査の結果、不正を行ったことが認定された場合は、本学は不正の背景や動機等を精査し、学校法人鎌倉女子大学『就業規則』に則り、悪質性に応じた適正な処分を行う。

また、取引業者が不正使用に関与したことが認定された場合は、取引停止等の処分を行う。

## 9 結果の公表

公的研究費の不正使用に関する調査の結果、本学が処分を行った場合は、速やかに調査の経緯及び調査結果を公表するものとする。公表する内容としては、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

## 10 モニタリング

公的研究費の適正な管理のため、内部監査室は毎年度定期的に、公的研究費に関する会計書類の形式的要件が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを行う。

内部監査室は不正発生要因を分析するとともに、監査計画を立案、見直し、効率化・適正化を図り、監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用する。

更に、内部監査室は不正使用防止計画推進部署である総務部総務課及び経理部経理課との連携を強化し、随時リスクアプローチ監査を実施する。

## 11 不正使用防止計画の見直し

現在策定している不正使用防止計画を固定的なものとしせず、最高管理責任者及び統括管理責任者の下、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、全体の状況を体系的に整理、不正使用防止計画を点検し、より効果的な不正使用防止活動の実施に向け、定期的に不正使用防止計画の見直しを行う。